

新型コロナウイルスに係る兵庫県立大学行動指針（BCP）（令和3年11月29日以降）

レベル	学生					教員	職員	学外者	その他		
	入構	授業	研究活動	実習・フィールドワーク等	課外活動	出勤・出張等	出勤	入構	会議・県大バス		
通常	0										
制限最小	0.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、全学生の入構可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、全ての授業を対象に、対面授業を実施</li> <li>但し、必要な感染防止対策を講じることが困難な授業は、教育効果を担保した上で、オンラインで実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、学内における全ての研究活動を実施可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、全ての実習、フィールドワーク等（学外の研究活動を含む）を実施可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、「課外活動の承認に関するガイドライン」の遵守を条件として、クラブ活動の実施可（学部学生部長の許可）</li> <li>主催団体が適切なガイドラインを示した公式戦への参加可（学部学生部長の許可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、出勤</li> <li>感染防止対策をしてもなお、感染リスクが高いと認められる場合は、自宅勤務の命令可</li> <li>出張は必要な感染防止対策を講じた上で可</li> <li>海外出張は必要な感染防止対策を講じた上で可（部局長の許可）</li> <li>イベント等の開催は、必要な感染防止対策を講じた上で開催可（部局長の許可）</li> <li>イベント等への参加は、必要な感染防止対策が講じられている場合は参加可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、出勤（時差出勤・車通勤等の導入）</li> <li>感染防止対策をしてもなお、感染リスクが高いと認められる場合は、自宅勤務の命令可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研究上又は大学運営上必要な場合は入構可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、キャンパス間の会議を対面で実施可</li> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、県大バスを運行可</li> </ul>	
制限小	1	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、条件付き（対面授業、研究活動、課外活動等の実施日）で全学生の入構可</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、学内における全ての研究活動を実施可</li> <li>但し、学部4年生以上（卒業予定者）及び博士前期課程1年生は、原則指導教員の在学が条件（部局長の許可により代替教員による対応可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、原則指導教員の同道のもと、全ての実習、フィールドワーク等（学外の研究活動を含む）を実施可（部局長の許可により指導教員の同道なしも可）</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、出勤</li> <li>感染防止対策をしてもなお、感染リスクが高いと認められる場合は、自宅勤務の命令可</li> <li>出張は必要な感染防止対策を講じた上で可。但し、感染が拡大している地域への出張は自粛（部局長の許可により可）</li> <li>海外出張は必要な感染防止対策を講じた上で可（部局長の許可）</li> <li>イベント等の開催は、必要な感染防止対策を講じた上で開催可（部局長の許可）</li> <li>イベント等への参加は、教育研究上の必要性があり、必要な感染防止対策が講じられているものに限り参加可（部局長の許可）</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研究上又は大学運営上必要な場合に限り入構可（部局長又は経営部長に報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、キャンパス間の会議を対面で実施可</li> <li>県大バスを条件付きで運行可</li> </ul>
		b	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、対面授業を実施</li> <li>但し、必要な感染防止対策を講じることが困難な授業及びオンライン化することによりキャンパスの過密を回避できる授業は、教育効果を担保した上で、オンラインで実施</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、原則指導教員の同道のもと、全ての実習、フィールドワーク等（学外の研究活動を含む）を実施可（部局長の許可により指導教員の同道なしも可）</li> <li>但し、県境を越えたまん延防止等重点措置区域、緊急事態宣言地域における活動は、時期の変更が困難である等、実施がやむを得ない場合を除き自粛（部局長の許可により可）</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、出勤</li> <li>感染防止対策をしてもなお、感染リスクが高いと認められる場合は、自宅勤務の命令可</li> <li>出張は自粛。特に、県境を越えたまん延防止等重点措置区域、緊急事態宣言地域等への出張は強く自粛（部局長の許可により可）</li> <li>海外出張は自粛（部局長の許可により可）</li> <li>イベント等の開催は、必要な感染防止対策を講じた上で開催可（部局長の許可）</li> <li>イベント等への参加は、教育研究上の必要性があり、必要な感染防止対策が講じられているものに限り参加可（部局長の許可）</li> </ul>	同上	同上	同上
制限中	2	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>対面授業、研究活動等の実施日以外は原則入構禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン可能な授業は、教育効果を担保した上で、オンラインで実施</li> <li>対面授業でなければ教育効果が発揮できないものは、必要な感染防止対策を講じた上で対面授業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時期の変更が困難である場合に限り、必要な感染防止対策を講じた上で、学内における研究活動を実施可</li> <li>但し、学部4年生以上（卒業予定者）及び博士前期課程1年生は、原則指導教員の在学が条件（部局長の許可により代替教員による対応可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業等のため時期の変更が困難である等、実施がやむを得ない場合を除き、実習、フィールドワーク等（学外の研究活動を含む）は自粛</li> <li>やむなく実施する場合は、必要な感染防止対策を講じた上で、原則指導教員の同道のもとで実施可（部局長の許可により指導教員の同道なしも可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラブ活動は原則禁止</li> <li>但し、公式戦及び当該公式戦に向けた練習に限り実施可（学部学生部長の許可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、出勤</li> <li>自宅勤務の命令可</li> <li>出張は強く自粛し、教育研究上特に必要な場合に限り可（部局長の許可）</li> <li>海外出張は強く自粛し、教育研究上特に必要な場合に限り可（部局長の許可）</li> <li>イベント等の開催は原則禁止</li> <li>イベント等への参加は、教育研究上の必要性が特に高く、必要な感染防止対策が講じられているものに限り、参加可（部局長の許可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、出勤（時差出勤・車通勤等の積極的運用）</li> <li>自宅勤務の命令可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研究上又は大学運営上特に必要な場合に限り入構可（部局長又は経営部長の許可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議の性質上オンラインでの開催がなじまない場合を除き、キャンパス間の会議はオンラインで実施</li> <li>県大バスを条件付きで運行可</li> </ul>
		b	<ul style="list-style-type: none"> <li>学部4年生以上（卒業予定者）、博士前期課程1年生等、特定年次学生に限り入構可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育効果を担保した上で、オンライン授業をメインで実施</li> <li>対面授業でなければ教育効果が発揮できないものは、必要な感染防止対策を講じ、優先度に応じて学年を限定する等した上で、対面授業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学部4年生以上（卒業予定者）の卒業研究、博士前期課程1年生の修士研究など、優先度に応じて学年を限定し、原則指導教員在室を条件に実施可（部局長の許可により代替教員による対応可）</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラブ活動は全面禁止</li> </ul>	同上	同上	同上	同上
制限大	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則禁止（特に優先度の高い研究活動等に限り入構可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育効果を担保した上で、全ての授業をオンラインで実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則禁止</li> <li>特に優先度の高い一部学生に限定し、かつ安全な通学方法により登校可能な場合に限り、最小限の研究活動を実施可（部局長の許可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則禁止</li> <li>自然を対象とする時期的な必然性のある一部学生の活動に限り、最小限の活動を実施可（部局長の許可）</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り自宅勤務により授業・研究等を実施</li> <li>出張は原則禁止（部局長の許可により可）</li> <li>海外出張は原則禁止（3ヶ月以上の海外研修は部局長の許可により可）</li> <li>イベント等の開催、参加は全面禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な感染防止対策を講じた上で、出勤（時差出勤・車通勤等の積極的運用）</li> <li>自宅勤務の積極的運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便・その他大学機能の維持に必要な最小限のみ入構可（部局長又は経営部長の許可）</li> </ul>	同上	
制限最大	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面禁止（研究活動の維持等に限り入構可）</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面禁止</li> <li>研究活動の維持に必要な最小限の活動に限り実施可（部局長の許可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面禁止</li> <li>動植物の世話に必要な最小限の活動に限り実施可（部局長の許可）</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則自宅勤務により授業・研究等を実施</li> <li>研究活動の維持等に必要最小限の活動に限り実施可（部局長の許可）</li> <li>出張は原則禁止（部局長の許可により可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則自宅勤務</li> <li>大学機能の維持に必要な最小限の人員に限り出勤可</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則全ての会議をオンラインで実施</li> <li>県大バスの運行禁止</li> </ul>	
原則停止	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面禁止（動植物の世話に限り入構可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての授業を停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅勤務</li> <li>動植物の世話に必要な最小限の活動に限り実施可（部局長の許可）</li> <li>出張は全面禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅勤務</li> <li>大学機能の最低限の維持に必要な最小限の人員に限り出勤可（所属長の許可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面禁止</li> <li>大学機能の最低限の維持に必要な場合に限り入構可（部局長又は経営部長の許可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則全ての会議をオンラインで実施</li> <li>県大バスの運行禁止</li> </ul>	

・学生の海外留学プログラム等の取扱いについては、外務省・文部科学省の通知等を踏まえ、別途、国際交流機構長が発出する通知に基づくこととする。（※大学間交流協定に基づく海外留学プログラム（交換留学、語学研修、短期研修）、大学間交流協定に基づかない私費留学等）  
 ・この行動指針は全学共通を基本としますが、同じレベル内において、キャンパス・所在地の状況に照らし、対応について個別に判断することもあります。